

川崎市公告第678号

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道）の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和8年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道）

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

川崎市 川崎区 小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田7丁目、小田栄2丁目、浜町2丁目、桜本1丁目、桜本2丁目地内

ウ 変更する部分

川崎市 川崎区 京町2丁目、鋼管通4丁目、浜町4丁目、池上町、池上新町3丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年4月20日（月）午後7時から

(2) 場 所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室（川崎市川崎区宮本町1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和8年3月19日(木)から4月2日(木)まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

- ア 日時 令和8年3月18日(水)午後7時から午後8時30分まで
- イ 場所 川崎市役所本庁舎2階ホール(川崎市川崎区宮本町1)

(2) 縦覧

- ア 日時 令和8年3月19日(木)から4月2日(木)まで
- イ 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)

川崎区役所市政資料コーナー(川崎市川崎区東田町8)

川崎区役所田島支所仮庁舎(川崎市川崎区田島町20-23)

川崎市立川崎図書館(川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階)

※都市計画課、川崎区役所、田島支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。